

温室効果ガス算定・報告・公表制度森林小委員会 中間とりまとめ

令和7年6月

これまでの議論の経緯

○第9回温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（令和6年6月18日）

- ・ より専門的・技術的な議論に基づいた検討のため、森林小委員会を設置することを決定

○第1回森林小委員会（令和6年10月1日）

- ・ 森林小委員会の設置の趣旨等について確認
- ・ 委員長の選任
- ・ 算定方法検討会から付託された、森林吸収量及び木材製品の炭素蓄積変化量の具体の算定方法に関する8つの論点（森林吸収量等の算定報告主体、算定対象となる組織境界、算定対象となるガス、森林吸収量の取扱い、木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法、算定報告の頻度、永続性の担保・反転（炭素貯蔵量の喪失）の取扱い、J-クレジットとの二重計上の防止）について、事務局から方針案を提示

○第2回森林小委員会（令和7年3月3日）

- ・ 第1回森林小委員会ののち、森林を所有する企業、木造建築物を所有する企業等、計13社のヒアリング結果を報告
- ・ 第1回森林小委員会及び関係者ヒアリングにおける意見等を踏まえ、SHK制度参加のメリット及び議論の深掘りが必要な論点（算定対象となる組織境界、森林吸収量の取扱い、木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法、算定報告の頻度、反転（炭素貯蔵量の喪失）の取扱い、J-クレジットとの二重計上の防止）について、事務局から方針案を提示
- ・ 多くの論点について基本的方針が了承されたが、木材製品のJ-クレジットとの二重計上の防止については森林小委員会での更なる検討が、建築用途以外の木材製品の算定対象の追加については算定方法検討会における議論が必要であることを確認

○第3回森林小委員会（令和7年5月8日）

- ・ J-クレジットの自家消費、木材製品を利用した物件（住宅等）の販売等を行う場合の取扱いについて追加の検討
- ・ 算定方法検討会に提示する森林小委員会の中間とりまとめ案について確認

(参考) 森林小委員会 委員名簿 (敬称略、50音順)

	池田 直弥	一般社団法人 日本林業経営者協会 専務理事
	加用 千裕	東京農工大学大学院 農学研究院 自然環境保全学部門 教授
	窪崎 小巻	日本建設業連合会 木造・木質建築普及ワーキングチーム委員 (前田建設工業(株)建築事業本部設計戦略部 チーフアーキテクト)
	佐藤 淳	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 地球環境部 主任研究員
	橋本 征二	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授
	原田 隆行	日本製紙連合会 常務理事
委員長	松本 光朗	元近畿大学教授
	山岸 健	株式会社LCAエキスパートセンター 取締役 LCA事業部長

- ◆ SHK制度において、森林吸収量等について、GHG排出量抑制に寄与する取組として調整後排出量に報告できるようにするためには、報告された値の客観性（比較可能性）、透明性（再現性）、信頼性（一定の不確実性の下での正確性）、一貫性（時系列推移）が保証されるよう、特定排出者が森林吸収量等を算定する場合の共通ルールを整備することが重要。
- ◆ このため、森林吸収量等の算定ルールに係る要件として、以下の論点について整理をお願いしたい。
 1. 森林吸収量等の算定報告主体
 2. 算定対象となる組織境界
 3. 算定対象となるガス
 4. 森林吸収量の取扱い
 - ① 算定対象となる活動境界
 - ② 森林吸収量の算定方法
 - ③ 土地利用変化の取扱い
 5. 木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法
 6. 算定報告の頻度
 7. 永続性の担保、反転（炭素貯蔵量の喪失）の取扱い
 8. J-クレジットとの二重計上の防止
 9. その他

中間とりまとめ（SHK制度参加のメリット）

【SHK制度参加のメリット】

（森林）

- ◆ ネット・ゼロの実現に向けて、排出削減を進めていくに当たり、特定排出者自ら森林を所有する場合、当該森林の適切な経営管理を通じて達成された森林吸収量を調整後排出量として算定報告できるようになれば、吸収源活動を事業活動全体の排出量の算定において評価できる。
- ◆ 加えて、特定排出者が森林の経営に自ら積極的に参加し、吸収量を見える化することで、事業活動を行う地域・流域における生物多様性保全や水源涵養など、吸収源の保全以外の社会貢献についてもPRが可能となる。



出典：令和5年度森林・林業白書

（木材利用）

- ◆ 特定排出者自らが所有する建築物は、木材需要の拡大が期待される非住宅分野であり、木造化や内外装の木質化により快適空間が創出され、心理面、生産性等の向上が図られるなどの効果が得られる。加えて、木材製品の炭素蓄積変化量がSHK制度の算定報告対象となれば、木材利用による効果を定量化して示すことが可能となり、投資家への訴求等が期待できる。また、店舗・オフィス等の木造化を推進しようとする企業に対する後押しにもつながる。
- ◆ SHK制度に基づく直接排出量の算定以外の観点からも、木材製品は製造加工段階での排出量が少ないことから、多排出資材の代替として利用することで、ライフサイクル全体での排出削減につながるなど、ネット・ゼロ実現に貢献できる。



出典：令和5年度森林・林業白書

中間とりまとめ（論点 1）

【論点 1：森林吸収量等の算定報告主体】

- ◆ 特定排出者であって、森林を所有する事業者は、森林吸収量を調整後排出量として算定報告できる。
- ◆ 特定排出者であって、木材を利用した固定資産（建築物用途・非建築物用途の両方を含むことができるが、非建築物用途については、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」に即して炭素貯蔵量の算定を行うことができるものに限る（※ 1）。）を所有する事業者は、木材製品の炭素蓄積変化量を調整後排出量として算定報告できる（※ 2）。
 - ※ 1 バイオマスプラスチック製品、紙製品、バイオ炭製品については、樹種別の材積又は重量が把握できないため、原則として対象に含めることができない。
 - ※ 2 自らの事業活動の範囲に該当するものとして、賃借人（テナント）が建築物の内装等に木材製品を自ら調達する場合の報告を含む。なお、特定排出者には連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）を含む。
- ◆ 森林吸収量及び木材製品の炭素蓄積変化量を調整後排出量の算定報告に含めるかは任意であるが、報告することを選択した特定排出者は、報告初年度以降は毎年度の報告が義務付けられる。

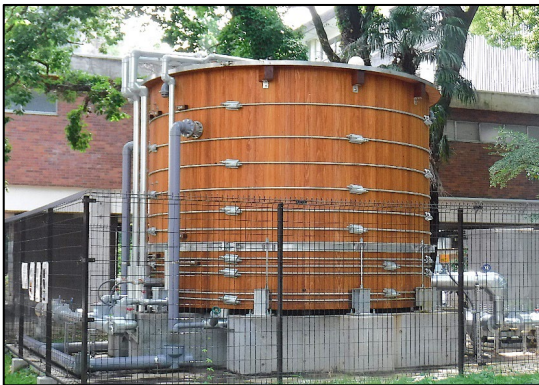
中間とりまとめ（論点1）

（非建築物用途に利用される主な木材製品）

◆非建築物用途の木材製品の中には、建築物用途と同様、長期間利用されるものも多く、事業者の所有する固定資産における炭素蓄積の増加を促す観点から、非建築物用途の木材製品についても算定報告対象に含める。

（非建築物用途の例：木杭、木製受水槽、オフィス家具、鉄道駅プラットフォーム、ウッドデッキ、酒樽・ワイン樽、鉄道車両、木製カウンター、木製サッシ）

※木杭については、インベントリ算定方法の検討が行われているところであり、インベントリの算定対象に追加されれば、SHK制度においても算定範囲に含めることを検討。



木製受水槽

写真提供：日本木槽木管株式会社
（納入先：慶應義塾志木高等学校）



オフィス家具



鉄道駅プラットフォーム



ウッドデッキ

中間とりまとめ（論点 2、3）

【論点 2：算定対象となる組織境界】

- ◆ 特定排出者が所有する森林を中長期の受委託契約等に基づき別の事業者が管理している場合であって、以下の条件を満たすときは、当該森林を管理する事業者（特定排出者である場合に限る。）が算定報告主体になることができる。
 - ① 当該森林の管理者が算定に必要な情報（森林資源情報）にフルアクセス可能。
 - ② 当該森林の所有者である特定排出者は吸収量の算定報告を行わない。
 - ③ 当該森林の管理者が受委託契約等の終了により管理者でなくなった場合は、反転（炭素貯蔵量の喪失）の手続を行う。
- ◆ なお、建築物等に利用される木材製品に関しては、報告主体は当該木材の管理・処分について権利を有する者（所有者）に限る。

【論点 3：算定対象となるガス】

- ◆ CO₂のみを算定報告対象とする（土地利用変化の場合も同じ）。

中間とりまとめ（論点2）

（所有と利用が分離している建築物の炭素蓄積変化量の報告主体について）

- 木材利用による炭素蓄積変化量の報告主体は、当該木材の管理・処分について権利を有する者（所有者）となるため、賃貸物件において、施主が所有・管理する躯体・内装については施主が報告主体となり、賃借人が調達・管理する内装等については賃借人が報告主体となる。
- なお、コンビニ等のフランチャイズチェーン事業者の所有する建築物等は、連鎖化事業者として、フランチャイズ本部（親会社）が報告主体となる（再掲）。

＜施主・賃借人とSHK報告主体の関係＞

	施主が所有・管理する躯体・内装	賃借人自らが調達した内装等の木材製品
ビルを建物ごと賃貸する場合	所有者：賃貸人（施主）	所有者：賃借人
ビル、マンションの各区画・部屋を賃貸する場合	経年変化からの回復は賃貸人が行うため、賃貸借期間中であっても排出を伴う活動を行うのは賃貸人（施主） →SHK報告主体は賃貸人（施主） 算定範囲を構造材とするか、下地材まで含めるか、内装まで含めるかは任意であるが、報告にあたっては算定範囲を明示する ※運用面は今後検討	賃借人自らが調達しているため、排出を伴う活動を行うのは賃借人 ※賃貸借契約を終了し、原状回復又は造作買取請求をしない限り、所有者は賃借人 →SHK報告主体は賃借人

中間とりまとめ（論点4）

【論点4：森林吸収量の取扱い】

（算定対象となる活動境界）

- ◆ 所有する森林のうち、一部を抽出して算定範囲とすることができる。この場合、主伐箇所を意図的に除外することは認められず、その判断基準は以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ・ 市町村単位での地理的まとまりにより抽出していること
 - ・ 主伐が予定されている森林は全て算定範囲に含めていること（除外した森林で主伐は予定されていないこと）
- ◆ 除外した森林で主伐が実施された場合、当該林分の蓄積が主伐時点のそれまで回復した以降でなければ算定範囲に含めることができない。
- ◆ 新たに森林を取得した場合、算定範囲に追加することができる。
- ◆ J-クレジット制度においてプロジェクト登録されている森林は、認証対象期間中は算定範囲から除外しなければならない。
- ◆ 森林吸収量の算定対象となるのは、算定範囲に含めることとした森林のうち、
 - ・ 森林経営計画（森林法第11条に規定する森林経営計画をいう。）又は、
 - ・ 生物多様性増進活動実施計画（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第9条に基づく地域生物多様性増進活動の実施に関する計画をいう。）又は、
 - ・ 連携生物多様性増進活動実施計画（同法第11条に基づく連携地域生物多様性増進活動の促進に関する計画をいう。）が作成された森林の区域のみ。
一方、森林における排出量は、算定範囲として含めることとした所有森林が対象となる。

※森林経営計画は、全国の作成面積が約500万ha（民有林面積の約3割）。

※生物多様性増進活動実施計画は、企業等が里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動計画を作成し、主務大臣が認定するもの。令和7年4月に施行。認定を受けた者は自然公園法・森林法等における手続のワンストップ化といった特例等を受けることができる。連携生物多様性増進活動実施計画は、市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して行う活動に係る、市町村が作成する計画。

抽出森林から主伐箇所を除外することを避ける必要

算定範囲として抽出した森林（例：自治体Aで所有する全ての森林）

排出量（主伐による蓄積減少）は全て算定

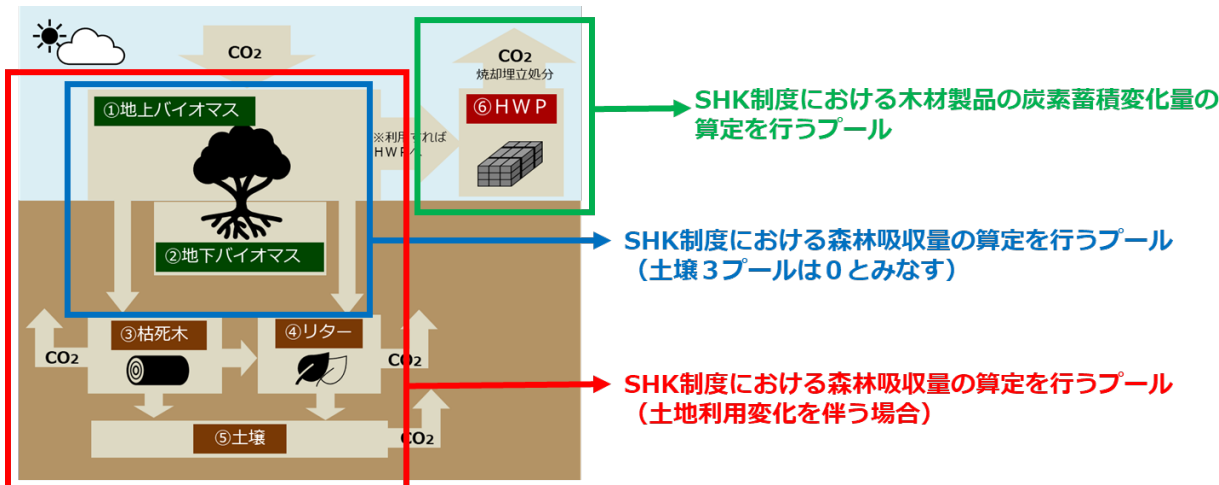
森林経営計画又は増進活動実施計画が作成された森林
吸収量算定対象

吸収量は、単なる森林ではなく適切な管理がなされている森林が算定対象

中間とりまとめ（論点4）

（算定方法）

- ◆ 算定を行う炭素プールは、地上部バイオマス及び地下部バイオマス（両方を合わせて「生体バイオマス」という。）のみ（土壌3プールは炭素蓄積変化量を0とみなすことが可能）。ただし、土地利用変化（森林から非森林への転用、非森林から森林への転用）の場合は、土壌3プール（枯死木、リター、土壌）も算定する。
- ◆
$$N\text{年度の森林吸収量} = \left[\left(N\text{年度期末の生体バイオマスの炭素貯蔵量合計} \right) - \left(N\text{年度期首の生体バイオマスの炭素貯蔵量合計} \right) \right] \times 44/12$$
 - ・ 生体バイオマスの炭素貯蔵量合計 = $\Sigma \left[\left(\text{幹材積} \right) \times \left(\text{拡大係数} \right) \times \left(1 + \left(R/S\text{比} \right) \times \left(\text{容積密度} \right) \times \left(\text{炭素含有率} \right) \right] \right]$
 - ・ 幹材積は森林簿データを使用（実測による期首と期末の幹材積データを入手できる場合は実測値を使用可能）
 - ・ 拡大係数、R/S、容積密度、炭素含有率は国家GHGインベントリ上の樹種別の係数を適用。係数については整理してHP上に公表
 - ・ 異なる算定方法（実測と森林簿など）を期首と期末に適用すること、現況の誤りによるデータ修正（樹種情報の書き換えなど）を期首と期末のいずれか一方にのみ適用することは認めない



中間とりまとめ（論点4）

（自然攪乱を受けた場合の取扱い）

- ◆ 自然災害や病虫獣害等の自然攪乱による被害を受けた林分は、その被害の原因が自らの責任によらないと算定報告主体が判断した場合、当該林分の炭素蓄積の減少を算定から除外することができる（ただし、除外した場合は、その理由を報告）。
- ◆ 被害跡地の復旧再生に取り組む場合は、植生回復途上の吸収量を算定対象に含めることができる。

（土地利用変化を伴う場合の取扱い）

- ◆ 生体バイオマスについては、土地利用区分が森林である時点の森林所有者が炭素蓄積変化量を算定し、吸収量（非森林から森林への転用の場合）又は排出量（森林から非森林への転用の場合）の報告を行う。
- ◆ 土壌3プールの炭素蓄積変化量の算定は、国家GHGインベントリにおいて土地利用区分毎に設定された土壌炭素含有量のデフォルト値まで20年等分割法（線形移行）により均衡するモデルを採用。
新規植林・再植林（非森林から森林への転用）の場合は植林を実施した森林の所有者が、森林の開発（森林から非森林への転用）の場合は開発者が算定報告主体となる。

※農地から森林への土地利用変化が起きてから1年間のリターの炭素ストック量の変化の計算例

$$\frac{\begin{array}{c} \text{森林転用20年後の} \\ \text{炭素ストック量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{転用前農地の} \\ \text{炭素ストック量} \end{array}}{20 \text{ [yr]}} = \underline{\underline{0.33 \text{ [t-C/ha]}}}$$

中間とりまとめ（論点5）

【論点5：木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法】

（算定対象となる活動境界）

- ◆ 所有する固定資産（木材を利用したもの）のうち、建築物については、算定期間中にインフロー（新築・増改築・取得した物件中の炭素貯蔵量）が発生した敷地に従前建てられていた建築物のアウトフロー（解体・譲渡した物件中の炭素貯蔵量）を当年度又は過年度に報告している場合に限り、インフローを算定できる。ただし、アウトフローの算定対象となる建築物が別の事業者の所有であった場合及び従前に建築物がなかった敷地に建築する場合、アウトフローの算定は不要。
- ◆ 所有する固定資産（木材を利用したもの）のうち、非建築物については、算定報告を開始した年度において既に所有していたもののアウトフロー（廃棄・譲渡した製品中の炭素貯蔵量）については考慮する必要がなく（算定方法が存在しないため）、算定報告を開始した年度以降に新たに所有した固定資産を任意に選択し、インフロー（取得した製品中の炭素貯蔵量）の算定を行うことができるが、当該インフローの算定を行った固定資産を廃棄・譲渡した際にはアウトフローの算定（インフローの相殺）を行わなければならない。
- ◆ 算定対象の木材製品は、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）等に基づき、合法性が確認された国産材に限る。
- ◆ 製材、合板に用いられる国内固有樹種（スギ、ヒノキ、エゾマツ、トドマツ等）については全て国産材とみなす。
（※その他の樹種については、国産材であることが確認できれば算定対象とできる。）

中間とりまとめ（論点5）

【論点5：木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法】

（算定方法）

- ◆ 設計図書が整備されている等により、木材使用量の1次データの入手が可能であれば、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（林野庁）に基づき炭素貯蔵量を把握する。
- ◆ 木質ボードの原材料については、個別の製品ごとに国産材率を把握することが技術的に不可能であり、国家GHGインベントリで用いている国産材率（整理してHP上に公表）を適用する。なお、インフローについては、国内で製造された木質ボード製品のみを算定対象とする（輸入製品を対象としない）。

※木質ボードの国産材率のイメージ

- ・ 1980年に建てて2023年に解体した建築物（アウトフロー）に用いられているパーティクルボードの国産材率：63.1%
- ・ 2023年に新築した建築物（インフロー）に用いられている国内で製造されたパーティクルボードの国産材率：53.3%

※炭素貯蔵量（CO₂換算量）計算式

$$Cs = W \times D \times Cf \times 44/12$$

Cs：建築物に利用した木材（製材のほか、集成材や合板、木質ボード等の木質資材を含む。）に係る炭素貯蔵量（CO₂トン）

W：建築物に利用した木材の量（m³）（気乾状態の材積の値とする。）

D：木材の密度（トン/m³）（気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。）

Cf：木材の炭素含有率（木材の全乾状態の質量における炭素含有率とする。）

中間とりまとめ（論点5）

【論点5：木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法】

（算定方法 続き）

- ◆ アウトフローの算定について、木材の使用量が不明な既存の建築物を解体する場合は、インベントリで用いている、建設時点における単位床面積当たり製材・合板使用量（「建設資材・労働力需要実態調査」による値）、単位床面積当たり木質ボード使用量（「生産動態統計年報」及び日本繊維板工業会調査による値）及び各木質部材の国産材比率から算定。
- ◆ アウトフローの算定について、過去にインフローが報告されている場合は、インフローと等量とする。
- ◆ インフロー算定年度（調達・新築・取得）以降の固定資産の使用ステージにおいては、製品寿命を終えてアウトフロー算定年度（解体・廃棄・譲渡）に至るまでの間、建築物の増改築等のケースを除き、基本的に炭素蓄積変化が起こらないため、算定は不要。ただし、将来的なアウトフロー算定の漏れを防ぐ観点から、使用ステージ中の固定資産（建築物及び非建築物を含む）及びそれぞれの製品炭素貯蔵量（過年度のインフロー報告値）を台帳等に記録する。
- ◆ 解体はアウトフローとして扱われるが、解体材を建築部材の部材として再利用した場合は、当該再利用材を使用する事業者がインフローとして算定することが可能。

中間とりまとめ（論点 6、 7）

【論点 6：算定報告の頻度】

- ◆ 算定報告は毎年度行う。
- ◆ 森林吸収量の算定は、森林簿の 5 年に 1 回のデータ更新サイクル等を考慮し、例えば毎年度の算定報告は暫定値で行い、データ更新時に 5 年分の吸収量と整合するよう補正を行うこととする。詳細な運用は今後検討。
- ◆ 木材製品の炭素蓄積変化量の算定については、木材製品の調達・廃棄等が無かった年度の算定結果は 0 とする。併せて、過年度にインフローを報告した固定資産について、解体・廃棄・譲渡していないことを確認するため、過年度の算定対象（建築物及び非建築物を含む）及びそれぞれの製品炭素貯蔵量（過年度のインフロー報告値）を、台帳化して継続的に管理し毎年度報告を行うこととする。

【論点 7：持続性の担保、反転（炭素貯蔵量の喪失）の取扱い】

- ◆ 過去に調整後排出量として報告した活動境界内の森林及び建築物について、譲渡等により活動境界から外れた場合には、その時点において過去に報告した分の炭素貯蔵量の喪失（固定されていた炭素がCO₂として大気中に放出）とみなし、過去に報告した純吸収の合計と同量を排出量として計上する。
- ◆ 森林の処理については、譲渡された者は、譲渡者が炭素貯蔵量の喪失として計上した排出分を譲渡時点で吸収量として報告する方法を適用する。
- ◆ 木材製品の処理は、譲渡者は、譲渡の場合に全量をアウトフローとして算定し、譲渡された者が同量をインフローとして算定する。

中間とりまとめ（論点8）

【論点8：二重計上の防止】

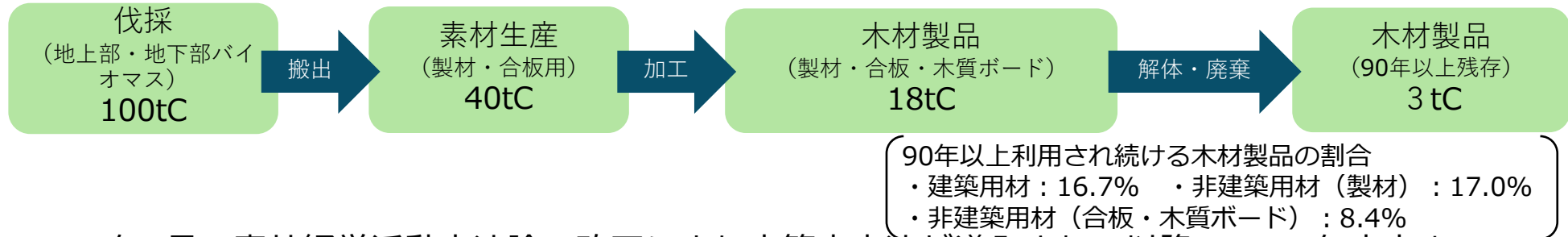
（森林由来J-クレジット）

- ◆ J-クレジット制度においてプロジェクト登録されている森林は算定範囲から除外しなければならない。

（木材製品におけるJ-クレジット制度とSHK制度における二重計上の防止）

- ◆ J-クレジット制度における森林経営活動方法論では、プロジェクト区域内で木材生産を行った場合、木材製品に加工されて建築物等に利用されるものに貯蔵される炭素のうち、永続的に固定されているとみなせる90年以上廃棄・解体されずに利用される割合に相当する炭素貯蔵量をクレジット化することが可能（大雑把に試算すれば、伐採に伴い森林から失われた炭素の約3%）。

＜J-クレジット制度における伐採木材の永続的炭素固定量算定の標準的なモデル＞



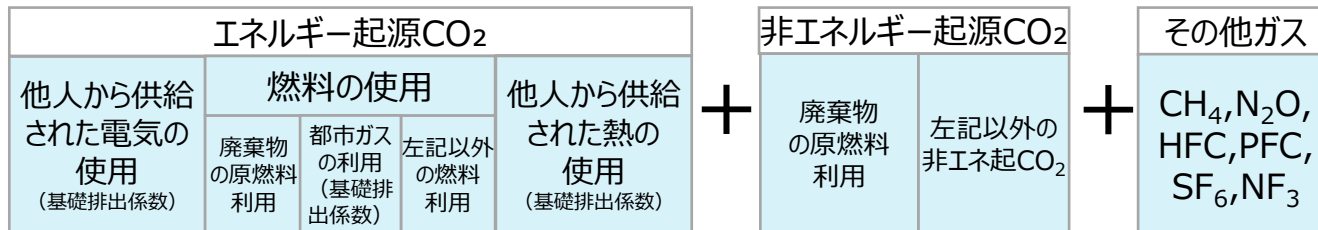
- ◆ 2022年8月の森林経営活動方法論の改正により本算定方法が導入されて以降、2024年度末までの2年強において伐採木材の永続的な炭素固定量として算定され、認証されたJ-クレジットは約1万tCO₂（参考：我が国の年間HWPインフロー（製材・合板由来）は約630万tCO₂）。
- ◆ 実態として、木材製品の炭素蓄積変化量をSHK制度における調整後排出量として算定報告する場合、インフロー算定においてクレジット化された炭素固定量を把握して排除することは困難である。
- ◆ 一方、仮に含まれていたとしても、SHK制度の算定報告事業者は、木材製品の永続的な炭素固定に係る環境価値を主張しているわけではなく、廃棄時のアウトフローの算定においてインフローの全量を排出として取り扱うことから、使われた木材のクレジット化の有無の確認は不要とする。

J-クレジットの自家消費

- ◆ SHK制度上のクレジットの取扱いについて、調整後排出量としてクレジットの無効化量等を考慮し調整した温室効果ガス排出量を報告する一方、当該クレジットを移転した場合は移転量を加算する。このように、クレジットは他の者の温室効果ガス排出量の削減のみに用いられている。
- ◆ 森林吸収は算定対象活動ではないことや、J-クレジットでは算定の正確さや保守性が担保されていることに鑑み、今般、森林吸収を調整後排出量の調整に用いることができることとするに当たり、森林吸収系J-クレジットの自家消費も認めることとする。

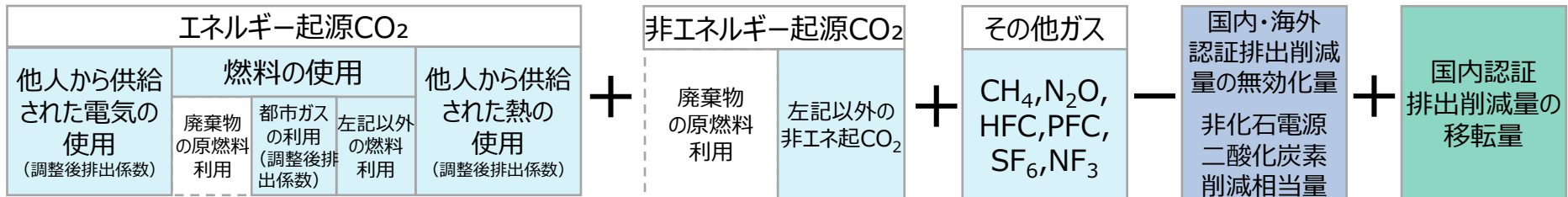
(参考) SHK制度における算定方法

<基礎排出量>



現行制度では、他者から調達したクレジットに限られるが、今般森林吸収系J-クレジットの自家消費を認めることを検討

<調整後排出量>



木材製品を利用した物件（住宅等）の販売等を行う場合の取扱い

- ◆ 第2回森林小委員会において、「国産材の利用を進めるという観点に立った場合、住宅等も検討の対象に考えてもよいではないか」という指摘あり（池田委員、窪崎委員）。
- ◆ SHK制度は自らが直接又は電気・熱の使用により間接的に排出した温室効果ガス排出量を報告する制度であり、販売した製品の使用等に伴う排出量は報告の対象となっていない（例えばソーラーパネルの販売事業者が温室効果ガスの排出削減効果を主張する権利を持たない。）。ただし、こうした排出はサプライチェーン排出量（スコープ3を含む。）として任意報告は可能。
- ◆ 同様に、木材製品の炭素蓄積変化量の算定報告主体を固定資産の所有者として整理しているのは、木材利用による環境価値を主張できる権利は販売者ではなく木材製品を所有する者に帰属するものであり、当該木材製品を販売（住宅販売等）する事業者がその権利を持つものではないという考え方によるもの。
- ◆ その上で、現行のSHK制度において、温室効果ガスの吸収量等に係る記載欄は、自らの吸収量に係る情報のみで、販売した木材製品の炭素貯蔵量は報告対象に含まれていないため、任意報告の様式を改正し、その他温室効果ガスの吸収量に係る報告事項として、販売した木材製品の炭素貯蔵量を報告できるようにする。
- ◆ なお、GHGプロトコルにおいて、現状では排出量が算定対象であり、吸収量・製品炭素貯蔵の取扱いについてはスコープ3も含め引き続き検討が行われているところ、その議論の進展を踏まえつつ、今後必要に応じてSHK制度上の取扱いについても検討。

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令 様式第2

5（4）温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

① 自らの温室効果ガス吸収等（所有する木材製品の炭素貯蔵を含む。）の取組及び吸収量等に関する情報



直下に②「他者の温室効果ガス吸収等（販売した木材製品の炭素貯蔵を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報」の様式を追加。